

議案第34号

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例

(議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和44年白岡町条例第15号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の222.5」を「100分の215」に改める。

(白岡市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 白岡市長及び副市長の給与等に関する条例(昭和44年白岡町条例第17号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の222.5」を「100分の215」に改める。

(白岡市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 白岡市教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和44年白岡町条例第18号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の222.5」を「100分の215」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第5条第2項及び第3項、第2条の規定による改正後の白岡市長及び副市長の給与等に関する条例第6条第2項又は第3条の規定による改正後の白岡市教育委員会教育長の給与等に関する条例第6条第2項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に222.5分の15を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)

を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

令和4年3月16日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

提 案 理 由

令和3年の人事院勧告に基づく国家公務員及び職員の給与改定に準じて期末手当の支給割合の改定等を行うため、関係条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。